



# お子さんのための養育費を取り決めていますか？

## 養育費確保に要した経費(一部)を補助します



ひとり親（離婚前の方含む）の 養育費に関する公正証書作成等に要した費用、保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結した際の費用 を一部補助します。

どんな支援内容なの？

### 対象者

申請時において県内に居住し次の要件を満たす方

- ・ひとり親（離婚前の方含む）で、養育費の取り決めの対象となる児童を養育している方
- ・過去に他市等への申請を含め、同様の申請をされていない方 等



### 補助対象

強制執行認諾約款付きの

1年以上の

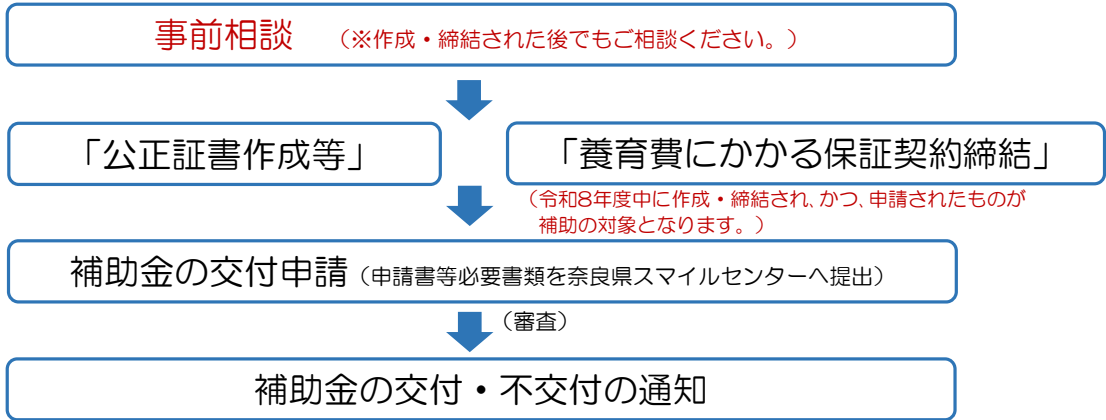
#### 公正証書作成等費用

- ・公証人手数料（養育費に係る部分のみ）
- ・家庭裁判所の調停等に要した収入印紙代
- ・戸籍謄本の取得に要した手数料

#### 保証契約における保証料

- ・保証会社と養育費保証契約を締結する際に要した経費（本人負担分）
- ・戸籍謄本の取得に要した手数料

### 申請の流れ



詳しくは裏面をご覧ください。

どうぞお気軽にご相談ください。

### 県民くらし相談センター

ひとり親家庭等相談

(スマイルセンター)

TEL 0742(24)7624

火曜日～土曜日 9:00～12:30 13:30～16:30

※祝日、年末年始、月曜日が祝日のときはその直後の平日を除く

奈良市高天町38-3 近鉄高天ビル6F

近鉄奈良駅から地下道直結徒歩1分



# 申請手続きについて

	公正証書作成手数料の補助	保証契約における保証料の補助
補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養育費の取り決めに係る債務名義（公正証書は強制執行認諾約款付きのもの）を有している者 （令和8年度中に作成した場合に限る。）</li> <li>・養育費の取り決めの対象となる児童を現に養育している者</li> <li>・補助対象経費について、奈良市・生駒市の同当事業で補助金等を受給されていない者、または受給予定でない者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養育費の取り決めに係る債務名義を有し、保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結している者 （令和8年度中に締結した場合に限る。）</li> <li>・養育費の取り決めの対象となる児童を現に養育している者</li> <li>・過去に同一の児童を対象として、同様の補助金を受給されていない者、または受給予定でない者</li> </ul>
申請時期	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
申請に必要な書類	<input type="checkbox"/> 奈良県ひとり親養育費確保事業補助申請書兼実績報告書 （奈良県スマイルセンターにあり。または奈良県ホームページからダウンロードも可） <input type="checkbox"/> 公正証書等、養育費の取り決めに交わした文書 <input type="checkbox"/> 公正証書作成手数料等の補助対象となる経費の領収書 <input type="checkbox"/> 申請者および対象児童の戸籍謄本または戸籍抄本 <input type="checkbox"/> 申請者世帯全員の住民票 <input type="checkbox"/> その他（補助対象者であるという証明書類 等）	<input type="checkbox"/> 奈良県ひとり親養育費確保事業補助申請書兼実績報告書 （奈良県スマイルセンターにあり。または奈良県ホームページからダウンロードも可） <input type="checkbox"/> 公正証書等、養育費の取り決めに交わした文書 <input type="checkbox"/> 保証会社と締結した養育費保証契約書（保証期間が1年以上のもの） <input type="checkbox"/> 養育費保証契約の締結費用等の補助対象となる経費の領収書 <input type="checkbox"/> 申請者および対象児童の戸籍謄本または戸籍抄本 <input type="checkbox"/> 申請者世帯全員の住民票 <input type="checkbox"/> その他（補助対象者であるという証明書類 等）
補助上限額	43,000円	50,000円



スマイルセンターへ電話でご予約のうえ  
必ず申請者本人がお越しく下さい

**スマイルセンター**

**TEL : 0742-24-7624**

